

申告受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)



の申告の時期になりました

所得税の確定申告

▶受付期間 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日は除く)

※2月24日(日)および3月3日(日)に限り、申告書の收受等の受付を実施します。なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

▶受付場所 上尾税務署

- 白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある方は、必ず収支内訳書を添付してください。
- 土地、建物、株式等の譲渡、贈与および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。申告について詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

電子申告をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等により税務署に提出することや、e-Taxでそのまま送信(事前準備が必要)することができますので、ぜひご利用ください。

青色申告書納税相談会

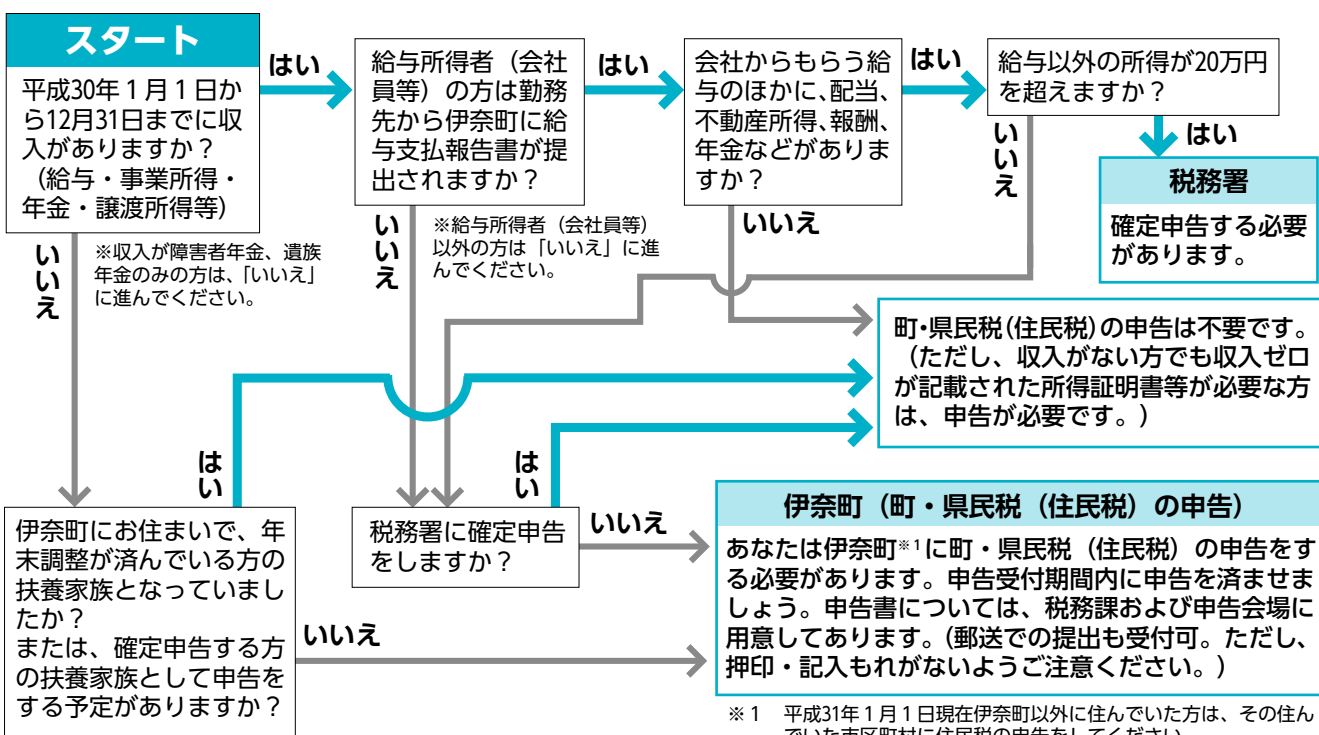
- 日 2月28日(木)、3月1日(金) 9時30分～12時、13時30分～15時30分
- 場 商工会館
- 内 納税相談(確定申告書受理)
- 図 伊奈町商工会 ☎722-3751

所得税の申告等問合せ・申告書郵送先

上尾税務署 〒362-8504 上尾市大字西門前五77
☎770-1800 (自動音声案内)

あなたは必要? 住民税・所得税の申告

→ はい → いいえ



※1 平成31年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた市区町村に住民税の申告をしてください。

申告はお早めに



町・県民税（住民税）、所得税

町・県民税（住民税）の申告

町・県民税（住民税）の申告は、保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、必要な方は忘れずに申告してください。

申告する必要がある方

平成31年1月1日現在、町内に住んでいて（住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方）平成30年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

- ①給与と所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
- ②平成30年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- ③公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方
- ④医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方

※所得がなかった方や療養中であった方でも、税法上の扶養になっていない方は、申告をしてください。

※税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

※「申告する必要がある方」に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

申告に必要なもの

①マイナンバー確認書類

（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票（マイナンバーの記載があるもの）のいずれか）
1点

②本人確認書類

次のいずれかをご提示ください。
○1点でよいもの▶個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 等
※個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。

（○2点必要なもの▶健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証 等）

③給与・年金の源泉徴収票

④印かん（認印で可）

⑤健康保険、国民年金、生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険料（旧長期損害保険料を含む）等の支払証明書や控除証明書

⑥寄附金の受領書・証明書等

⑦障がいの程度を証明するものや証明書（障害者手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書等）

⑧その他の収入や支出金額のわかる帳簿・書類等

申告する必要がない方

次のいずれかに該当する方

①税務署へ確定申告書を提出する方

②給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方

③公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方

町・県民税（住民税）の申告受付日程（受付時間9時～15時30分、土・日曜日は除く）

住民税の申告を町内各地で下記日程のとおり受け付けますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いします。また、指定された日に都合がつかない方も、申告受付期間内（土・日曜日は除く）にお早めに申告をしてください。

期日	会場	対象者・対象地区
2月14日(木)・15日(金)	役場 3階第1会議室	所得税の還付申告者
2月18日(月)		本町1・2丁目
2月19日(火)		小室4001～6000
2月20日(水)		小室6001～9000
2月21日(木)		小室9001～
2月22日(金)		本町3丁目、寿4・5丁目
2月25日(月)	小針新宿集会所	小針新宿、西小針全地区、寿1丁目、小針内宿
2月26日(火)	ウニクス伊奈 パブリックルーム	羽貫、内宿台全地区、寿2・3丁目、学園1丁目
2月27日(水)		大針全地区、学園2・3・4丁目
2月28日(木)	ゆめくる 2階会議室	小室1～4000
3月1日(金)		栄全地区
3月4日(月)～15日(金)	役場 3階第3会議室	全地区

お願い

駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車のご利用はなるべくご遠慮ください。

町・県民税（住民税）の申告について…
固 税務課
☎2152